



知っておきたい個人情報保護法改正 (IRSME15030)

平成 28 年 1 月 15 日 山本 貢郎

2015 年 9 月、改正個人情報保護法が公布された（全面施行は成立の 2 年以内）。改正法は 2016 年 1 月 1 日に施行され、まずは個人情報保護委員会が設置される。2005 年 4 月 1 日に個人情報保護法が全面施行されてから約 10 年ぶりの改正である。改正の背景には、情報通信技術の進展により膨大なパーソナルデータが収集・分析されるビッグデータ時代が到来し、2005 年制定当時には想定されなかった様々な問題が顕在化することで一般国民の懸念が増大していること、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さのために、企業がそのビッグデータの活用を躊躇することで新産業・新サービスの創出が阻害されていることの 2 点が挙げられている。

2015 年 6 月の東京商工リサーチの発表によると、2012 年 1 月から 2015 年 6 月 15 日までに上場企業と主要子会社で個人情報の漏えい・紛失事故を公表した企業は 179 社、事故件数は 288 件あった。漏えいの可能性がある個人情報は累計で最大 7,148 万人と日本の人口の 2 人に一人の割合であった。その中でも特に印象に残っているのがベネッセコーポレーションの 3,504 万人だが、他にも日本を代表する企業で個人情報漏えいや紛失事故が発生している。先の数値は企業の自主的な開示情報によるものであり、情報漏えいや紛失事故が発生しても開示されていないものがある可能性は否めない。

マイナンバー制度やストレスチェックの義務化により、これまで以上に厳重な個人情報管理が求められる。今回施行される改正個人情報保護法のポイントもしっかりとおさえておきたい。

■ 改正個人情報保護法のポイント

1. 小規模取扱事業者への適用拡大（5,000 件要件の撤廃）

改正前の個人情報保護法では「個人情報取扱事業者」は個人情報の取扱いが 5,000 件を超える事業者と規定されていたが、インターネットの急速な普及などにより、取扱う個人情報数が少なくても個人の権利利益を侵害する危険性が高まっているため、個人情報を取扱う全ての事業者に新たに法律が適用されることとなった。

2. 個人情報の定義の明確化

改正前は、指紋認識データや顔認識データ、旅券番号、免許証番号などが個人情報にあたるかが明確ではなかった。しかし今回の改正により、これらの情報も「個人識別符号」と規定され、個人識別符号が含まれるものも個人情報にあたるということが明確に定められた。

平成 28 年 1 月 15 日

(IRSME15030) 知っておきたい個人情報保護法改正

3. 第三者提供のルール改正

改正前は、事後的な求めによる提供停止（オプトアウト）を定めることを条件とし、個人情報を第三者に提供することが可能であった。しかし、本人の知らない、気づかないところであっても、オプトアウトによる提供停止が出来るようになってさえいれば適法であるかのような運用がなされており、見直すべきとの見解があった。そこで、改正法では第三者提供を利用目的にすることとその対象項目、第三者への提供の方法、求めに応じて第三者提供を停止すること及び本人の求めを受け付ける方法を定め、個人情報保護委員会へ届出することが義務となり、個人情報保護委員会は当該届出に係る事項を公表しなければならないとされている（委託・合併等・共同利用は第三者提供には当たらない）。

4. 要配慮個人情報

本人の人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものを「要配慮個人情報」としてこれらの記述が含まれる個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで取得をしてはならないと明記された。またこれらの個人情報はオプトアウトによる第三者提供もできないとされている。

5. 匿名加工情報

2013 年、電車の乗降履歴情報を個人情報保護法に抵触しない形（個人を識別できない形）でデータ分析企業へ販売したことについて、本当に個人情報保護法に抵触していないのかという問題が提起された。改正法では、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用による新産業・新サービスを創出するために、ビッグデータとして利活用できるルールが明確に定められた。

6. 利用目的の制限緩和

従来法律では個人情報を取扱うにあたり、その利用目的を「できる限り特定」しなければならないとされていた。改正後は本人に通知や公表、書面で取得する場合は本人に対し利用目的を明示しなければならないとされ、利用目的を超えた利用には事前に本人の同意が必要となった。一方で、従来は当初の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と「相当の」関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないとされていたが、改正後は「相当の」が削除され、変更可能な利用目的の範囲が広がった。

7. 名簿屋対策

個人情報の受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存しなければならない。また提供者も受領者の氏名等を一定期間保存することが義務化された。さらに、個人情報データベース等を取扱う事務に従事する者又は従事していた者が不正な利

平成 28 年 1 月 15 日

(IRSME15030) 知っておきたい個人情報保護法改正

益を図る目的で提供し又は盗用する行為に対して、データベース提供罪が適用されるようになった。

上記以外にも内閣府の外局として「個人情報保護委員会（特定個人情報保護委員会を改組）」が新設され、立入検査の権限等が追加されたり、本人による開示・訂正・利用停止等の求めは、裁判所に訴えを提起できる請求権であることが明確化されたりと、これまでグレーゾーンであった様々な部分が明確にされた。今後、さらに具体的にガイドラインなどが策定される予定である。今回の法改正により、法の適用が全企業に及ぶこととなったためこれまで対応をしてこなかった中堅中小企業でも全面施行になる 2017 年までの間に個人情報保護法の理解・社内体制の構築・従業員教育などを行う必要があるだろう。（了）